



御番所跡



写真：明治期の御番所跡 賀露誌より

江戸時代の日本では、交通の重要な地点に、警備や監視を行う「御番所」が設置されていました。鳥取港は地形上から小型の商船が来航する程度でしたが、藩都鳥取の外港であったため、寛永年間（1624～1644）に川口番所（御舟手番所・賀露舟番所）が設けられました。

番所には船頭役か徒士一名が在番、水主二名が常駐し、因幡に入港する船の乗組員や出入りする物資を監視しました。

※ 船頭役：和船の船長 徒士（かち）：主君に仕える下級武士 水主（かこ）：船の乗組員

明暦3年（1657）には因幡からの出港者の吟味や異国船監視が加えられたほか、貞享5年（1688）には番所前での魚釣や無用者が船を着岸することも禁じており、人・物資の取り締まりはかなり厳しいものがありました。（賀露誌 P17, 45）

「賀露校新聞第六号」昭和二十四年六月より（賀露誌 P92）

・御番所

御番所には紫野家、田原家などの三家が宮の下に住み、朝夕の出船入船を検査し、また不作の年は品物を他国へ出さないように制限し、あるいは多くあるいは少なく良品を選び、えき病などが流行しないようにいろいろと苦心したようだ。

・半日かかる港口

当時は御番所以下の道は無く、がけになっていて、また大変深かったとのこと。東の川端は今の東御台場以東にあったので、港口を向う岸から鳥ヶ島まで船で半日もかかっていたのだそうである。

出典

賀露町自治会（2009）「賀露誌」